

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

「社会福祉施設感染症対策チーム員ユニフォーム作成業務」について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月27日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約した内容

- （1）契約名称 社会福祉施設感染症対策チーム員ユニフォーム作成業務
- （2）業務内容 ユニフォームの作成
- （3）履行期間 令和4年1月27日から令和4年3月31日まで
- （4）担当課及び履行箇所
 - 住 所 福井市大手3丁目17番1号
 - 担当課 福井県健康福祉部長寿福祉課
 - 電 話 0776-20-0332
- （5）契約金額 988,900円

2 契約の相手方

福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内
社会福祉法人 福井県セルフ 理事長 大館 嘉昭

3 契約年月日

令和4年1月27日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当課

住 所：福井市大手3丁目17番1号
所 属：福井県健康福祉部長寿福祉課
連絡先：0776-20-0332